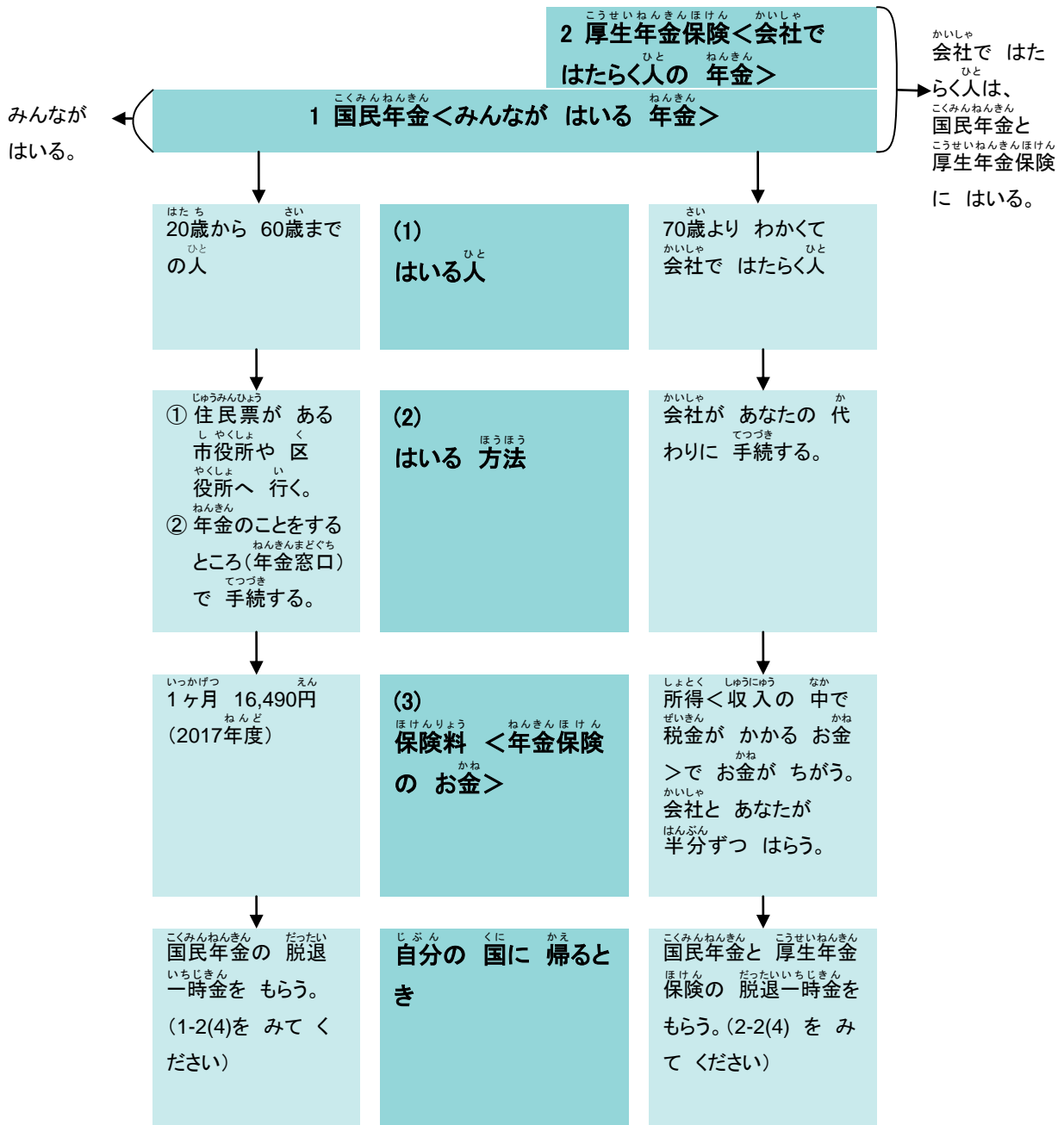




にほん くに ねんきん
日本の 国の 年金





ねんきん ほけん ひと とし しょうがいしゃ せいかつ かね
年金は 保険の 一つです。年を とったときや 障害者になったとき 生活の お金を もらうことができる

ほけん にほん くに ねんきん はたち さい ひと かね ねんいじょう
保険です。日本の 国の 年金は 20歳から 60歳までの人が お金を はらいます。そして 25年以上 お

かね ひと さい かね
金を はらった人が 65歳になったら お金を もらうことが できます。

にほん くに ねんきん こくみんねんきん こうせいねんきん ほけん
日本の 国の 年金には「国民年金」と「厚生年金保険」が あります。

こくみんねんきん ねんきん
・国民年金は みんなが はいる 年金です。

こうせいねんきん ほけん かいしゃ ひと ねんきん
・厚生年金保険は 会社で はたらく人が はいる 年金です。

にほん す がいこくじん にほん くに ねんきん ねん まえ じぶん
日本に ながく 住む 外国人も 日本の 国の 年金に はいらなければいけません。25年より前に 自分の

くに かね かね いちぶ かね
国へ 帰るときは はらった お金が 一部 返ってきます。(1-2(4)と 2-2(4)を みてください。)

1 こくみんねんきん ねんきん 国民年金<みんなが はいる 年金>

こくみんねんきん 1-1 国民年金に はいる

(1) はいるひと

にほん じゅうしょ はたち さい こくみんねんきん がいこくじん
日本に 住所が あって 20歳から 60歳までの人は 国民年金に はいらなければいけません。外国人も
はいらなければいけません。

(2) 入る方法

かいしゃ ひと かいしゃ
・会社で はたらく人: 会社が 手続きをします。

かいしゃ ひと しやくしょ くやくしょ ねんきん ねんきんまどぐち しよるい だ
・会社で はたらかない人: 市役所や 区役所の 年金のことをするところ(年金窓口)へ 書類を 出して く





ださい。

(3) 保険料＜年金保険のお金＞

毎月 16,490円 (2017年度) です。日本年金機構から あなたに 毎年 4月に てがみが 来ます。1年間
の 年金の お金を はらうための 紙(納付書) です。これを つかって 郵便局や 銀行、コンビニエンス
ストアで お金を はらって ください。銀行の 口座から 自動で お金を 送ること(口座振替)も できます。
保険料を はらうことが できないときは 市役所や 区役所に 言って ください。お金を はらわなくていいか
もしれません(免除)。毎年 免除の 手続きを して ください。市役所や 区役所から 生活に 必要な お
金(生活保護)を もらっている人も、免除の 手続きを して ください。
学生は お金を はらうのを まってもらうことが できます。「学生納付特例制度」と います。下の ホーム
ページに 書いてある 学校の 学生は 学生納付特例制度を 使うことが できます。

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/gakutokutaisyouko.html>

くわしいことは 年金事務所か 市役所や 区役所の 年金のことをするところ(年金窓口)で 聞いて くだ
さい。

厚生年金に はいっている人の 夫や 妻は 保険の お金を はらわなくてもいい場合が あります。

●お金を はらわなくていいとき(免除)

はたらいて もらった お金(収入)のうち 税金が かかる お金(所得)によって 免除が 決まります。

めんじょ しゅるい 免除の種類	しよとく 所得			ほけん 保険のために はら う お金(1ヶ月) かね いっかげつ	もらうことが できる 年金 ねんきん
	たんしん ひとり せ 単身<1人>世 帯※	ふたりせたい ※2人世帯	よにんせたい ※4人世帯		
ぜんぶ めんじょ 全部 免除	えん 570,000円 (1,220,000円)	えん 920,000円 (1,570,000円)	えん 1,620,000円 (2,570,000円)	えん 0円	50%
はたち さい ひと 20歳から 30歳までの人	えん 930,000円 (1,580,000円)	えん 1,420,000円 (2,290,000円)	えん 2,300,000円 (3,540,000円)	えん 0円	100%
ぶん めんじょ 4分の3<75%> 免除	えん 930,000円 (1,580,000円)	えん 1,420,000円 (2,290,000円)	えん 2,300,000円 (3,540,000円)	えん 3,760円	ぶん 8分の5



ぶん 2分の1<50%> めんじよ 免除	えん 1,410,000円	えん 1,950,000円	えん 2,820,000円	えん 7,510円	ぶん 8分の6
がくせいのおふとくれい 学生納付特例	えん (2,270,000円)	えん (3,040,000円)	えん (4,200,000円)	えん 0円	100%
ぶん 4分の1<25%> めんじよ 免除	えん 1,890,000円 えん (2,960,000円)	えん 2,470,000円 えん (3,760,000円)	えん 3,350,000円 えん (4,860,000円)	えん 11,270円	ぶん 8分の7

すうじ しゅうにゆう
()の数字は収入です。

※「世帯」は おなじところに す 住んで きゅうりょう 給料などを つか 使って いる人たちの グループのことです。

※「2人世帯」は ふたりせたい おと つま 夫と妻の だいたいの けいさん 計算です。

※「4人世帯」は にんせたい おと つま こ ふたり 夫と妻と子ども2人(16歳に なるまで)の だいたいの けいさん 計算です。



1 国民年金〈みんなが はいる 年金〉

しゅるい 1-2 種類

(1) 老齢基礎年金

65歳から もらうことができます。10年以上、保険料〈年金保険のお金〉を はらった人が もらうことができます。10年の 中に 免除期間〈お金を はらわなくていい 間〉と「合算対象期間」も かぞえます。「合算対象期間」は 1961年5月1日より あとに 日本国籍か 永住許可を もらった人が それらを もらう前の 20歳から 60歳までで 外国に いた 間 です。

(2) 障害基礎年金

障害者になったときに もらうことができます。国民年金に はいっている 間に 障害者になった原因の 病気や けがを 医者に みてもらった人が もらうことができます。20歳までに 障害者になった人も もらうことができます(給料が 一年に 3,604,000円より 多い人は もらうことが できません)。国民年金の お金を はらっていない人は もらうことが できないかもしれません。

(3) 遺族基礎年金

生活するために ひつような 給料を もらっていた人が 死んだあと、その 家族が もらうことができます。死んだ人が 保険料を 決めた 間 はらっていたら もらうことができます。子どもが 18歳になるまで もらうことができます。子どもに 障害が あるときは その子どもが 20歳になるまで もらうことができます。



1 国民年金<みんなが はいる 年金>

(4) 脱退一時金<年金保険をやめるときに もらう お金>

日本人ではない人が 国民年金や 厚生年金保険をやめるとき お金を もらうことができます。

「脱退一時金」といいます。もらうことができる人については 下の 表をみて ください。

もらうことができる人	出す書類	ほかに 出すもの
<p>国民年金や 厚生年金の 保険料を 6か月から 9年11 月まで はらった人</p> <p>※日本から 外国へ 行ってから、2年以内に 書類を出してください。</p>	<p>脱退一時金裁定 請求書(国民年金/厚生年金保険)</p>	<p>1 パスポートの コピー (最後に 日本から 出た日、名前、うまれた日、国籍、サイン、在留資格が 書いてあるところ)</p> <p>2 銀行、支店名、支店の 住所、口座番号、本人の 口座名義が わかるもの (銀行が 出した 証明書。または、「銀行の 口座証明印」に 銀行の いんかん(はんこ)を もらったもの)</p> <p>3 年金手帳</p>

にほんねんきんきこう
日本年金機構より

もらうことができる お金は、はらった 保険料の 25%から 50%までです。

10年以上 国民年金や 厚生年金保険の 保険料を はらった人は 自分の 国へ 帰っても 65歳から

日本の 年金を もらうことができます。そのため 脱退一時金を もらうことが できません。

脱退一時金を もらうことは それまでの 年金を やめることです。脱退一時金を もらうかどうか、よく かんがえて ください。

くわしいことは 年金事務所で 聞いて ください。



2 厚生年金保険＜会社で はたらく人の 年金＞

厚生年金保険は、会社で はたらく人が はいります。

年金のお金をもらうとき 国民年金と 合わせてもらうことができます。はたらいていたときの 給料
によってもらうことができる 年金のお金は ちがいます。

2-1 厚生年金保険に はいる

(1) はいる人

従業員が 5人以上 いる 会社や お店などで はたらく人が はいります。パートや アルバイトの人も
正社員が はたらく 時間の 約75%以上 はたらく場合 はいらなければいけません。外国人も はいらな
ければいけません。

(2) はいる 方法

はたらいっている 会社が あなたの 代わりに 手続きします。くわしいことは 会社か 年金事務所に 聞いて
ください。

(3) 保険料＜年金保険の お金＞

保険料は 会社と あなたが 半分ずつ はらいます。はらう お金は 給料で ちがいます。
会社が あなたの分を 給料から 引いて 会社の分と いっしょに はらいます。くわしいことは 会社か
年金事務所に 聞いて ください。



2 厚生年金保険<会社で はたらく人の 年金>

しゅるい 2-2 種類

ろうれいこうせいねんきん (1) 老齢厚生年金

さい 65歳から もらうことが できます。こくみんねんきん あ 国民年金と 合わせて もらうことが できます。

つぎ ひと 次のような人が もらうことが できます。

- ・ こうせいねんきんほけん ひと 厚生年金保険に はいっていた人
- ・ ねんいじょう こくみんねんきん ほけんりょう ねんきんほけん かね ひと ねん なか めんじよきかん 10年以上、国民年金の 保険料<年金保険の お金>を はらった人(10年の中に 免除期間 <お金を はらわなくていい 間 >も かぞえます。)

しょうがいこうせいねんきん (2) 障害厚生年金

しょうがいしゃ 障害者に なったときに もらうことが できます。こうせいねんきんほけん あいだ しょうがいしゃ 厚生年金保険に はいっている 間に 障害者になった げんいん びょうき いしゃ ひと 原因の 病気や けがを 医者に みてもらった人が もらうことが できます。きめられた ほけんりょう 保険料を はらっ ひと ていない人は もらうことが できません。

いぞくこうせいねんきん (3) 遺族厚生年金

せいかつ 生活するために ひつような きゅうりょう ひと し かぞく 給料を もらっていた人が 死んだあと、その 家族が もらうことが できます。 もらうために いろいろなきそく こくみんねんきん あ 規則が あります。国民年金と 合わせて もらうことが できます。



だつたいいちじきん きこく

(4) 脱退一時金(帰国するとき)

にほんじん ひと こくみんねんきん こうせいねんきん ほけん かね
日本人でない人が 国民年金や 厚生年金保険を やめるとき お金を もらうことが できます。

だつたいいちじきん ひと した ひょう
「脱退一時金」と いいます。もらうことが できる人については 下の 表を みて ください。

もらうことが できる人	出す 書類	ほかに 出すもの
<p>こくみんねんきん こうせいねんきん 国民年金や 厚生年金を 6 かげつ ねん かげつ ヵ月から 9年11ヵ月まで は ひと らった人 ※日本から 外国へ 行って から、2年以内に 書類を 出し て ください。</p>	<p>だつたいいちじきんさい 脱退一時金裁 ていせいきゆうしょ こくみん ねんきん こうせいねん きん ほけん 年金/厚生年 金保険)</p>	<p>1 パスポートの コピー さいご にほん で ひ なまえ う ひ こくせき (最後に 日本から 出た日、名前、生まれた日、国籍、サイ ざいりゆうしかく か ン、在留資格が 書いてあるところ) 2 銀行、支店名、支店の住所、口座番号、本人の 口座名 ぎ ぎんこう だ しょうめいしょ ぎんこう 義が わかるもの (銀行が 出した 証明書。または、「銀行 こうざしょうめいいん ぎんこう の 口座証明印」に 銀行の いんかん(はんこ)を もらった もの) ねんきんてちょう 3 年金手帳</p>

にほんねんきんきこう
日本年金機構より

もらうことが できる お金は、はらった 保険料の 50%くらいです。

ねんいじょう こくみんねんきん こうせいねんきん ほけん ほけんりょう ひと じぶん くに かね さい
10年以上 国民年金や 厚生年金保険の 保険料を はらった人は 自分の 国へ 帰っても 65歳から

にほん ねんきん
日本の 年金を もらうことが できます。そのため 脱退一時金を もらうことが できません。

だつたいいちじきん ねんきん だつたいいちじきん
脱退一時金を もらうことは それまでの 年金を やめることです。脱退一時金を もらうかどうか、よく かん
がえて ください。

ねんきんじむしょ き
くわしいことは 年金事務所で 聞いて ください。